年末から年度末にかけての資金需要にぜひマル経融資をご活用ください！一日公庫のご案内

11月28日（火）に、日本政策金融公庫の職員による一日公庫を商工会本所にて開催します。マル経融資を含む融資のご相談等がありましたらお気軽にご参加ください。

【開催日時】11月28日（火）10：00～16：00

【場　　所】坂井市商工会本所　２階会議室

相談は事前予約制とさせていただきます。

相談希望の方は、坂井市商工会本所（66-3324）まで電話にてご予約をお願いします。

◎小規模事業者経営改善資金（マル経融資）とは？

マル経融資は、商工会等の「融資の斡旋」を受けた方だけが利用できる融資制度です。

融資対象	常時使用する従業員数	商業・サービス業：５人以下の事業者（宿泊業・娯楽業は20人以下）
		製造業・その他　：20人以下の事業者
	○商工会等の経営指導を６ヶ月以上受けている方 ○税金（所得税、法人税、事業税または県民・市民税）を完納している方 ○同一地区（原則）で１年以上事業を行っている方 ○商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方	
限 度 額	2,000万円以内	
資金使途	運転資金および設備資金	
借入期間	運転資金：７年以内（据置期間１年以内） 設備資金：10年以内（据置期間２年以内）	
利　　率	年利　1.20　％　（令和５年10月現在）	

※融資には審査がありますので、ご希望に添えない場合があります。

◎マル経融資には利子補給の制度があります

補給期間：２年間

補 給 額：【県】利子（1.20％）のうち0.5％
【市】県の利子補給を差し引いた額の1/2程度・・・約0.3％

マル経融資の申込は、各支所にて受け付けております。詳細については、各支所までお問い合わせください。

【青年部主催セミナー】「企業戦略における　SNSの重要性」

2010年以降、スマートフォンが普及してからSNSも様々なサービスの開発が進み、コミュニケーションツールに留まらず、ビジネスの場にも多く用いられております。各SNSでは利用目的が異なり、ビジネスで活用するにはそれぞれに合ったマーケティングを考えていくことが重要です。

本セミナーでは、東京から講師を招き、広告業界の歴史から学び、今後の企業戦略におけるSNSの重要性について、わかりやすく解説いたします。

▶開催日時　令和５年１１月１７日（金）17：30 ～ 19：00

▶会　　場　小松屋本店
（坂井市丸岡町富田町１丁目２６）

▶対 象 者　商工会会員事業所

▶参 加 費　無料

▶申込方法　参加を希望される方は、坂井市商工会青年部事務局（0776-66-3324）までご連絡下さい。

【講師】
株式会社 ミライノベ
代表取締役　勝 谷 慶 祐 氏

eyeしてさかい
Sakai City commerce and industry association
〔第 １５９ 号〕
11月号
2023.11

発　行　坂 井 市 商 工 会

本　　所　坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
坂井支所　TEL 0776-66-3324　FAX 0776-67-7023
三国支所　坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055　FAX 0776-81-7055
春江支所　坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211　FAX 0776-51-5596
丸岡支所　坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555　FAX 0776-66-0300

対応できていますか？労働関連法の改正
労務の個別相談会を開催します！ぜひご活用ください！！

直近に施行された労働関係法改正、今後施行される法改正予定一覧

施行日	項目	概要	就業規則見直し必要
2023.4	割増賃金率の引き上げ	・月60時間を超える時間外労働の割増率引き上げ	○
2023.9	精神障害の労災認定	・カスタマーハラスメント等の追加 ・心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充	－
2023.12予定	安全運転管理者によるアルコールチェック	・アルコール検知器によるアルコールチェックの義務化	－
2024.4	時間外労働の限度基準の見直し	・【建設業・自動車運転業務・医師等】限度基準適用除外の廃止	－
2024.4	拘束時間・休息時間の変更	・【トラック・バス・タクシー運転者】拘束時間・休息時間の変更	－
2024.4	障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率を2.5％に引き上げ	－
2024.4	有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の改正	・通算契約期間・有期労働契約の更新回数について、上限を定めたり引き下げたりしようとするときの理由の事前説明	－
2024.4	労働契約関係の明確化 ・無期転換ルールの見直し	・労働条件の明示事項に、通算契約期間・有期労働契約の更新回数の上限、就労場所・業務の変更の範囲を追加 ・無期転換申込権が発生する場合、労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加	－
2024.4	労働者募集時の明示事項	・募集時の明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲、有期契約の更新基準、通算契約期間・有期労働契約の更新回数の上限を追加	－
2024.4	裁量労働制の変更	・裁量労働制の対象者の要件変更、手続き変更、報告期間変更、健康福祉確保措置導入、苦情処理措置導入等	導入の場合○
2024.10	社会保険の適用拡大	・社会保険加入（週20時間基準）の51人以上従業員規模への拡大	－

法改正への対応を含む労務全般に関する個別相談会を開催します！

近年の法改正への対応について相談したい、就労規則の見直しをしたい、助成金を活用してみたい、春から従業員を雇いたいけど何から始めればいいか等、労務に関する個別相談会を開催します。労務の専門家である社会保険労務士が対応しますので、ぜひご活用ください。

個別相談を希望される方は事業所名、希望の時間を電話にてお伝えください。原則、受付は先着順とさせていただきます。

【開 催 日】11月22日（水）9：30～16：30

【開催場所】坂井市商工会本所　１階研修室

※ご予約は商工会本所までお願いします。（TEL：0776-66-3324　担当：岡崎）

11/22(水)　① 9：30～　② 10：30～　③ 11：30～　④ 13：30～　⑤ 14：30～　⑥ 15：30～

省エネにつながる機器や備品の購入に対して助成します！ 申請締め切りは１２月２８日（木）です

電気料金の高騰や脱炭素につながる環境配慮の対策等として導入する省エネ機器等の購入や買い替えにかかる費用を補助します！（事業用のみ可）

例えばこんなものが対象になります・・・エアコン、冷蔵庫、照明機器、遮光カーテン、網戸など

現在お使いの物と比較して省エネ性能がアップしているもの、導入する事で節電や省エネにつながるものであれば申請可能です！

補助上限額：２万円（１事業者あたり１回まで申請可）　補助率：４/５

申請の手続き方法や必要な書類等については、坂井市商工会のホームページをご覧ください。

坂井市電気・ガス等価格高騰対策支援金の申請は12月25日（月）までです！

坂井市では、エネルギー料金高騰に伴う影響を受けている事業者で、県の電気・ガス価格高騰緊急対策による支援の対象外となっている事業者を支援します。

対象者

県内に本社を有し、法人市民税または個人市民税の納税地が坂井市である事業者で、以下の①～③の要件をすべて満たす者。

①高圧電力、特別高圧電力の契約、または工業用のガスの契約をしている。

②令和５年４月～９月までのいずれか１ヶ月の電気・ガス料金が前年同月に比べ増加している。

③「福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金」を受給していない。

支援金

市内事業所における上記②の月額増加額		１事業者あたりの給付額
10万円以上	→	20万円
５万円以上10万円未満	→	10万円
５万円未満	→	５万円

交付要領については、坂井市のホームページでご確認ください。

受付期間　令和５年10月16日（月）～12月25日（月）※消印有効

申請書類等の入手方法　坂井市ホームページからダウンロード

申請方法　【郵送のみ受付】〒919-0599 坂井郵便局留め
坂井市エネルギー価格高騰対策支援金事務局 宛て
※「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」にて郵送をお願いします。

問い合わせ先　坂井市エネルギー価格高騰対策支援金事務局　TEL：0776-50-1212
【受付時間】９:00～17:00　※土日・祝日を除く

オフィスや店舗から「木づかい」はじめよう！

福井県では、内外装の木質化や木製品の導入を計画している企業に対して、無料のインテリア相談窓口を開設しました。空間づくりの専門家であるインテリアコーディネーターが、オフィスや店舗のインテリアに関するご要望を伺いながら、ご提案させていただきます。

木造建築の設計からインテリアのお困りごとまで
どんな小さなことでも、お気軽にお問い合わせください。

木造建築のご相談
福井県建築士事務所協会
電話 0776-54-1552
メール fukuijk@fukuijk.jp
※木造建築の設計経験のある建築事務所をご紹介

県産材を利用したインテリアのご提案
福井県インテリアコーディネーター協会
電話 0776-34-1110
メール desk@icfukui.com
※1時間程度の無料相談
※現地調査のご要望にも対応（要相談）
インテリア無料相談お申し込み

福井県庁 県産材活用課 ふくいの木利用室 TEL 0776-20-0449

坂井市商工会　適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号のお知らせ

令和５年１０月１日より、「適格請求書保存方式（インボイス制度）」がスタートし、「適格請求書（インボイス）」発行及び保存が義務付けられています。当会の事業者登録番号は下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

○発行事業者登録番号：T8-2100-0500-5305

なお、商工会会費、共済掛金は非課税扱いとなります。

商工会の福祉共済のご案内

商工会の福祉共済は申込からお支払いまで一貫して商工会が行う自家共済であるため、コストを最小限に抑えることで会員の皆さまのメリットを考えた手厚い補償を実現しています。

福祉共済制度ができて20年以上、今では全国14万人以上の皆さまにご利用いただいています。大切な商工会会員の皆さま（商工会会員とその家族、従業員とその家族、商工会職員とその家族）だけが加入出来る特別な制度です。

ご自身やご家族のいざという時の保障や、自社の福利厚生の上乗せとして、ぜひこの機会にご加入ご検討ください！

必要な補償内容や補償額に応じて加入プランやコースを選択いただけます！

「けが」の補償　「病気」の補償　「がん」の補償

「けが」の補償
大きな事故から日々のちょっとした「けが」、更には天災（地震、噴火等）による「けが」や熱中症まで幅広く補償します！さらに個人賠償責任補償が自動付帯されます

「病気」の補償
病気による入院・手術・放射線治療・先進医療をすべてセットで補償します！
※ご加入は「けが」の補償とセットです。

「がん」の補償
一生涯のうち、「がん」になるリスクは約２人に１人と言われています。
シンプル「がん」プランは高血圧・糖尿病・脂質異常症等の持病があっても加入できます！

仕事中からプライベートまで、国内外24時間補償！

全ての手続きが商工会でできるので便利で安心です！

掛金・共済金は、年齢・性別・職種に関係なく一律です！
（シニアプラン、ライトプランは掛金・補償金額が異なります）

事故が起こることは「想定」ではなく「前提」で考えることが必要です！

令和５年１１月より補償内容が改訂されました！

○「けが」の補償のシニア傷害プランに「熱中症特約」と「個人賠償責任保険」が自動付帯になりました！

○トータル「がん」の補償、「病気」の補償における「先進医療共済」の補償が拡大します！
これまで実費の約1/2程度の支払いでしたが、改定により実費相当程度額（※）のお支払いとなります。

○「けが」の補償での「疾病入院見舞金」が廃止となりました。

（※）実費とは、先進医療の技術相当額をいいます。限度額があります。

加入申込や資料請求、補償内容のお問い合わせについては坂井市商工会までお願いします。